

議案第50号

山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

令和6年12月2日から山口県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年指令平18市町第1192号）の一部を次のとおり変更することに関して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により関係地方公共団体と協議して定めることについて、同法第291条の11の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年6月11日提出

山陽小野田市長 藤田剛二

山口県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

山口県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年指令平18市町第1192号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

議案第50号参考資料

山口県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

改正後	改正前
<p>別表第1（第4条関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 2 <u>資格確認書等</u>の引渡し 3 <u>資格確認書等</u>の返還の受付 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 5 保険料に関する申請の受付 6 上記事務に付随する事務 	<p>別表第1（第4条関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 2 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の引渡し 3 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の返還の受付 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 5 保険料に関する申請の受付 6 上記事務に付随する事務